

# 狩猟を始めるために

## ～基礎情報収集から出猟までの流れ～

平成 28 年版

※この案内は、環境省ホームページおよび神奈川県ホームページに記載された事項を参考にして作成しています。詳細は各ホームページでご確認ください。

公益社団法人 神奈川県猟友会

# 【狩猟を始めるまでの流れ】

## 1 基礎情報を収集しましょう～狩猟はどのように行われているか～

- ・ 狩猟のルール・マナー



## 2 狩猟免許を取得しましょう

(猟銃・わな・網を使用して狩猟をするには免許が必要です。)

- ・ 狩猟免許試験の受験
- ・ 受験の流れ



## 3 猟具（猟銃、わな、網）を所持しましょう

- ・ 猟銃の所持までの流れ
- ・ わな・網の所持までの流れ



## 4 猟場に出るために必要な情報収集をしましょう（狩猟者登録をする前に）

- ・ 神奈川県猟友会への入会・情報収集
- ・ 銃砲店等での情報収集



## 5 狩猟者登録をしましょう

- ・ 狩猟者登録の流れ



## 6 地域のルールにのっとって猟場へ！

## 1 基礎情報を収集しましょう ～狩猟はどのように行われているか～

### (1) 狩猟のルール・マナー

狩猟を行うためのルールは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」で定められています。当然、違反をすれば罰せられますので、法令の内容を熟知しておく必要があります。また、猟銃を使用する場合には、銃砲刀剣類所持等取締法などの法令を遵守しなければなりません。基本的に、日本では特別な場合を除いて銃を所持することは禁止されており、狩猟を目的に猟銃を所持することは特別に許可される行為です。昨今、猟銃に関する事故や事件が多く発生していることから、狩猟に対してマイナスのイメージを持たれる方も少なくないのが現状です。狩猟者は、世間の厳しい目にさらされていることを自覚し、法令に基づくルールやマナーを守って安全な狩猟を行わなければなりません。

#### ① 野生鳥獣の命に最大の礼を尽くしましょう

狩猟を行う目的は、趣味としての楽しみ、自然資源の持続的利用、農林水産業被害の予防など、人それぞれであっても、自らの手で命を奪う行為は共通です。奪う命に対して最大の礼を尽くすべきです。

#### ② 狩猟できる鳥獣と捕獲できる数は法令で定められています。

狩猟できる鳥獣及び捕獲ができる数は、法令により定められています（都道府県によって異なる場合があります）。

また、捕獲可能数が定められていない狩猟鳥獣についても、必要以上に捕獲することは慎みましょう。

#### ③ 狩猟に使用できる猟具や猟法は法令で定められています。

狩猟に使用できる猟具は、①網（種類の限定あり）、②わな（種類の限定あり）、③装薬銃、④空気銃と法令で定められており、猟具に応じて猟法も規定されています。

#### ④ 狩猟ができる場所は法令で定められています。

都道府県ごとに狩猟可能場所・禁止場所が定められており、休猟区や鳥獣保護区のほか、公道や寺社境内等では狩猟が禁止されています。

#### ⑤ 狩猟ができる期間（猟期）は法令で定められています。

都道府県ごとに猟期が定められています。また、猟期内であっても、猟銃の場合は、日没後から日の出前までの時間帯は狩猟が禁止されています。

### (2) 狩猟に必要な経費

狩猟をはじめめるために必要な経費は、狩猟の種類（銃猟、わな猟、網猟）や猟具等により異なります。銃猟を始めるまでには、各種手続きに必要な費用（おおよそ 11 万円程度）のほか、猟銃の準備費用等（数万円～数十万円）や装弾等の消耗品費用（装弾 1 発 80 円～）が必要です。

一方、わな猟や網猟を始めるまでに必要な費用は、各種手続きに 4 万円程度、必要な猟具の準備には数千円（自作する場合）～数万円です。なお、狩猟を継続していくためには、消耗品費用や、狩猟免許の更新時に手続きに関する費用等が必要になります。更に、地域の猟友会に所属する場合

には会費等が必要です。

項目	主な手続きなど	費用の目安	窓口、その他（神奈川の場合）
狩猟免許の取得	準備講習会受講料（任意）	8,000円	※ 県猟友会
	医師の診断書	5,000～8,000円	かかりつけ医など（金額は病院による）
	狩猟免許試験受験料	5,200円	※ 神奈川県 環境農政局 水・緑部 自然環境保全課
銃所持許可の取得	医師の診断書	2,000～8,000円	かかりつけ医など（金額は病院による）
	初心者講習 資格認定申請（散弾銃） 火薬類譲受申請 射撃教習 銃所持許可申請手数料：	6,800円 8,900円 2,400円 約30,000円 10,500円	※ 居住地を管轄する警察署 ※ ※ 射撃場による
	火薬類譲受許可申請	2,400円	居住地を管轄する警察署
	狩猟用：火薬類譲受許可申請	無料	猟友会から無許可譲受票が無料で発行される
ロッカーの購入	ガンロッカー・弾ロッカー	合わせて45,000円程度	銃砲店
銃の購入	散弾銃	新品：約20万円～ 中古：新品の半額程度	銃砲店
銃運搬用ケース		1～2万円	銃砲店
銃カバー	布製等。渉猟時に使用。	3～5千円	銃砲店
弾の購入	散弾 スラッグ弾、サボット弾	1発あたり80円～ 1発あたり250～800円	銃砲店
狩猟者登録 （第一種銃猟）	狩猟をする都道府県別に申請。	登録税16,500円 登録手数料1,800円	※ 神奈川県環境農政局 水・緑部 自然環境保全課 ※ （猟友会会員は、各支部でまとめて申請。他県の場合は別途送料・手数料1,000円）
猟友会会費（任意）	大日本猟友会会費等 神奈川県猟友会会費 支部会費	約3,000円/年 7,000円/年 3,000～5,000円/年	※ 会費、共済事業費、支部還元費を含む ※ 支部により支部入会金あり（2,500円～）
猟友会狩猟事故共済保険	猟友会員は全員加入	（3,000円/年）	※ 大日本猟友会会費等3000円に含まれる
ハンター保険（任意）	任意加入	3,000～5,000円/年	※ 猟友会会員は各支部でまとめて申請。 肩担保追加の場合+1,000円
狩猟関係装備	無線機、服、靴、銃メンテナンス用品等	個人差あり	
合計		おおよそ30万円～	

※神奈川県の場合の目安です

## 2 狩猟免許を取得する

### (1) 狩猟免許試験の受験

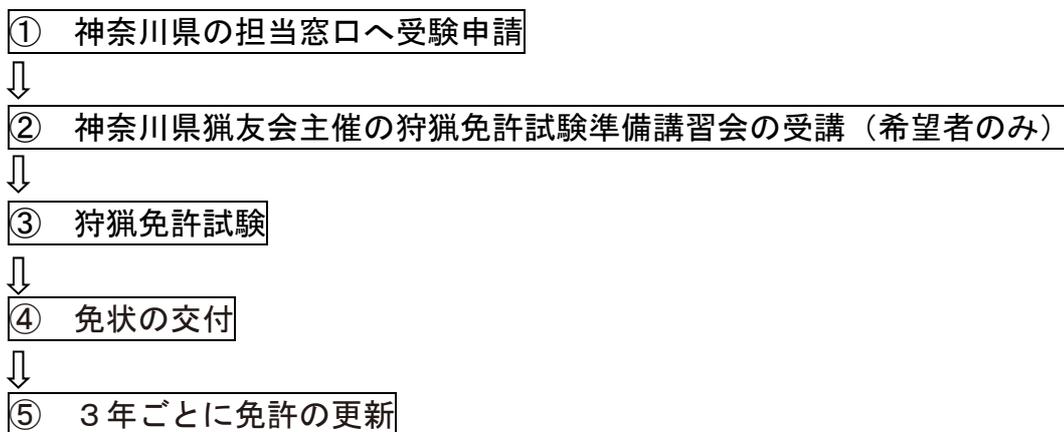
狩猟免許は、猟法ごとに、第一種銃猟免許（散弾銃、ライフル銃）、第二種銃猟免許（空気銃）、わな猟免許、網猟免許の種類に分かれています。免状は猟法ごとに交付されるので、複数の猟法で狩猟を行う場合は、猟法ごとの狩猟免許試験を受験し、免状を取得する必要があります。

狩猟免許試験は、免許の種類ごとに、毎年複数回実施されています。受験の申込みや、試験に関する日時や場所、申請書類等の詳細については、神奈川県自然環境保全課のホームページで確認してください（狩猟免許試験は、住所地の都道府県で受験する必要があります）。

なお、銃猟免許の試験は、銃を所持していなくても受験可能ですが、銃の取り扱いの技能試験がありますので、神奈川県猟友会が行う講習会等を受講して、模擬銃やわなの操作を練習する等の準備が必要です。

※銃猟を行うためには、別途銃刀法に基づく所持許可が必要です（3 参照）

### (2) 受験の流れ



#### ① 神奈川県の担当窓口へ受験申請

狩猟試験実施日は毎年異なり、例年5月頃に試験日が発表されます。試験日や申請期間を確認して申し込みましょう。なお、住所地により申請窓口は異なりますので、神奈川県自然環境保全課のホームページで確認してください。

## ○申請に必要な主な書類等

ア 狩猟免許申請書	所定の様式
イ 写真 1部	6ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身、背景無地の縦3.0cm、横2.4cmのもの。
ウ 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1部 ※エの医師の診断書を提出する場合は猟銃・空気銃所持許可証の写しの提出は不要。	猟銃・空気銃所持許可証のうち、申請者の写真が貼付されているページの写しを添付。（申請日時点で有効期限内であることが確認できる部分の写し） ※銃を所持している場合のみ提出。
エ 医師の診断書 1部 ※ウの猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する場合は、医師の診断書の提出は不要。	申請者の方が、統合失調症やそううつ病、てんかん、麻薬や覚せい剤の中毒者でないことの証明を確認するものです。
オ 運転免許証の写し、住民票の写し等、住所地を証する公的な書類 1部 ※ウの猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する場合は不要。	現住所地が、神奈川県であることを確認するものです。

※詳細は神奈川県自然環境保全課のホームページで確認してください。

## ○手数料

ア 金額	狩猟免許申請手数料 <u>5,200円</u> (現に有効な狩猟免許を所持する方が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、 <u>3,900円</u> )
イ 納付方法	神奈川県収入証紙を(1)アの申請書に貼って納付。

### ② 神奈川県猟友会主催の狩猟免許試験準備講習会の受講（希望者のみ）

毎年、狩猟免許試験日の前に神奈川県猟友会主催の準備講習会が開催されます。受講者にはテキストや問題集が配布され、知識試験対策の講義と、実際に試験に使われる猟具を使った技能試験の講習が行われますので、独学で勉強するより効率的です。詳細は神奈川県猟友会に問い合わせてください。

### ③ 狩猟免許試験（試験当日）

知識試験（筆記）、適正検査（視力・聴力・運動能力の検査）、実技試験（猟具の取り扱い、鳥獣の判別）が行われます。

試験項目	試験内容
<b>知識試験</b> ○合格基準： 正答率 70%以上	三肢択一式の筆記試験により、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令」、「猟具に関する知識」、「鳥獣に関する知識」及び「鳥獣の保護管理に関する知識」について行います。試験時間は90分。
<b>適正試験</b> ○合格基準： 視力、聴力、運動能力について、右の基準以上	<b>【視力】</b> ・わな猟・網猟の場合・・・両眼 0.5 以上であること（1 眼が見えない場合は、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力 0.5 以上） ・第一種、第二種銃猟の場合・・・両眼 0.7 以上、片眼 0.3 以上であること（1 眼が見えないまたは 0.3 に満たない場合は、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力 0.5 以上とする） <b>【聴力】</b> ※補聴器の使用が可能 10 メートルの距離で 90 デシベルの警音器の音が聞こえること <b>【運動能力】</b> ※補助具の使用が可能 四肢の屈伸、挙手及び手指の運動等が可能であること
<b>技能試験</b> ※免許の種類によって、試験内容が異なります。 ○合格基準： 70%以上の得点 (減点方式)	<b>【鳥獣判別】</b> 全猟具（共通）・・・狩猟鳥獣と非狩猟鳥獣について 16 種類を判別 ※対象となる狩猟鳥獣は、免許の種類によって異なる（例：わな猟は、獣類のみ） <b>【猟具の取り扱い】</b> ・わな猟、網猟の場合 使用可能猟具と禁止猟具を判別し、使用可能猟具 1 種類について、捕獲可能な状態に組み立てを実施 ・第一種銃猟の場合 銃器の点検、分解及び結合、模造弾の装填、射撃姿勢、脱包操作、団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受け渡し、休憩時の銃器の取り扱い、空気銃の操作（圧縮操作、装填、射撃姿勢）を実施 ・第二種銃猟の場合 圧縮操作、装填、射撃姿勢を実施 <b>【目測】</b> ※第一種銃猟・第二種銃猟のみ試験を実施 ・第一種銃猟の場合 300m、50m、30m、10m の目測を実施 ・第二種銃猟の場合 300m、30m、10m の目測を実施

※詳細は神奈川県自然環境保全課ホームページで確認してください。

#### ④ 免状の交付

狩猟免許試験に合格すると狩猟免状が交付されます。狩猟免状は、本人が窓口で受け取らなければなりません。

#### ⑤ 免許の更新

狩猟免許の有効期間は3年です。3年ごとに更新講習を受講すれば免許を更新することができます。更新の手続きについては神奈川県自然環境保全課ホームページでご確認ください。

**注意！** 更新の年に県から通知が来るわけではありませんので、狩猟免状に記載された有効期間を覚えておきましょう。更新手続きを忘れると試験を受験し直す必要があります。

[参考] 関連ホームページ URL

- ・ 神奈川県自然環境保全課（狩猟免許・狩猟者登録）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p889835.html>

- ・ 神奈川県猟友会（狩猟免許試験事前講習）

<http://www.kana-ryoyu.org/>

#### <コラム> 法令に関する知識

狩猟には、大きく3つの法律が関係しています（「鳥獣保護法」、「銃刀法」、「火薬類取締法」）。これらの法律は、狩猟免許試験の「知識試験」にも出題項目として挙げられている重要な法律です。また、これらの法律以外にも、「地方税法」や、近年狩猟に使用されることが増えた無線については「電波法」が関係しています。狩猟を行うにあたり、それぞれの法令を確認し、内容をよく把握しておくことが重要です。

##### ○鳥獣保護法

正式名称を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律といい、環境省が所管しています。鳥獣の保護、管理、狩猟に関する制度等について定めています。

##### ○銃刀法

正式名称を銃砲刀剣類所持等取締法といい、警察庁が所管しています。猟銃の所持等に係る制度について定めています。

##### ○火薬類取締法

経済産業省と警察庁が所管しています。猟銃の弾の所持等に係る制度について定めています。

##### ○地方税法

総務省が所管しています。狩猟を行う際に納付する狩猟税等に係る制度について定めています。

##### ○電波法

総務省が所管しています。狩猟の際に使用する無線等に係る制度について定めています。

### 3 猟具(猟銃、わな、網)を所持する

猟銃と網・わなでは、所持の手続きは大きく異なります。猟銃所持のためには、銃刀法に基づき、講習会の受講や考査への合格等が必要になります。これらの必要な手続き等は一般に平日に行われるため、平日に時間のとりにくい方が実際に猟銃を所持するまでには、最短でもおおよそ6ヶ月程度かかります（あくまで目安です）。猟銃を所持するまでの手続きの流れや手数料の詳細は、[神奈川県警察のホームページ](#)でご確認下さい。

#### (1) 猟銃の所持

目的（獲物の種類など）によって適した銃は異なります。事前に銃砲店等で所持する銃について情報を収集しておくといでしょう。また、神奈川県猟友会等で実施している見学会や交流会に参加して情報収集することも有益です。

なお、ライフル銃の所持許可は、獣類捕獲を職業とする者、事業被害防止のために必要とする者又は継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者に限られます。

#### 【銃刀法に基づく猟銃所持許可申請手続きの流れ概要】

①講習会の受講、考査（試験）の受験



②考査合格者へ講習終了証明書交付（有効期間3年）



③教習資格認定申請、申請猟銃用火薬類等譲受許可申請（教習に使用する弾の購入用）



④射撃教習の受講、考査（試験）を受験



⑤講習会考査合格者に教習終了証明書を交付（有効期間1年）



⑥猟銃所持許可を申請（所有予定の猟銃を決めておく必要があります）



⑦猟銃所持許可証の交付



⑧猟銃所持許可証交付日から3ヶ月以内に猟銃の譲受（銃砲店で購入、譲受）



⑨譲受した日から14日以内に猟銃を警察署で確認

※空気銃の所持許可は②の次に⑤に進みます。

**注意！** 猟銃の所持許可の有効期間は3年です。3年ごとに講習の受講と所持許可の更新申請が必要になります。更新を忘れると猟銃は所持できなくなります。

## (2) わな・網の所持

所持に関する手続きは不要です。猟具の購入先は、銃砲店や神奈川県猟友会にお問合せください。わな・網については自作も可能です。

〔参考〕 関連ホームページ URL

神奈川県警察（猟銃の所持許可）

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0072.htm>

### <コラム> わなの使用

現在では、インターネット上でもわなが販売されており、比較的簡単に入手することができます。ただし、わなの構造等については法令の規定がありますので、構造等を十分に確認して、違法なわなを使用しないように注意しましょう。

また、イノシシやシカを捕獲するために普及しているくくりわなは、設置場所を通る狩猟対象以外の動物も捕獲してしまう可能性があります。神奈川県内でもくくりわなにツキノワグマがかかってしまったり、散歩中の飼い犬、猟犬がかかってしまうなどの事故が起きていますので、設置にあたっては周囲でのクマの生息状況、猟の実施状況の情報を得るなど、誤捕獲をしないよう、十分注意しましょう。

## 4 猟場にでるために必要な情報収集をしましょう(狩猟者登録をする前に)

狩猟免許を取得し、猟具を所持しただけでは、実際には狩猟はできません。狩猟するためには、出猟したい都道府県ごとに「狩猟者登録」を行い、狩猟税を納めなければなりません(狩猟免許を受けていない方は、狩猟者登録はできません)。

狩猟免許をとったばかりの方は、どこで狩猟をしてよいのか、獲物の生息状況や安全な猟場など、わからないことが多いと思います。まずは、自分の獲りたい獲物、獲物の生息地、生息地での狩猟の行われ方など情報を収集してから狩猟者登録する都道府県を決めましょう。

### (1) 神奈川県猟友会への入会・情報収集

神奈川県猟友会に入会すると、神奈川県内の狩猟に関する情報を収集することができます。また、住所地の猟友会地区支部なども紹介されます。

神奈川県猟友会のホームページなどに掲載される、狩猟見学会や実技研修会、射撃大会などに参加して、会員と交流しながら情報を得ることもできます。シカ猟やイノシシ猟をグループで行うためには、仲間を探さなければならないので、狩猟者の交流イベントなどに積極的に参加することも有効です。全国の状況については、大日本猟友会や各都道府県の猟友会で情報収集することが可能です。

なお、神奈川県猟友会に入会すると、狩猟者登録に必要な損害賠償能力(一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者への加入)の証明書を得ることができます。

### (2) 銃砲店等での情報収集

銃砲店等にはお客さんなどから狩猟に関する情報が集まります。また、猟友会地区支部の事務局となっている場合もありますので、自分が獲りたい獲物や獲物の生息地、狩猟可能な場所などについて情報を収集することもできます。

[参考] 関連ホームページ URL

- ・ 神奈川県猟友会 (狩猟に関する情報収集)  
<http://www.kana-ryoyu.org/>
- ・ 大日本猟友会 (狩猟に関する情報収集)  
<http://www.moriniikou.jp/>

## 5 狩猟者登録をしましょう

### (1) 狩猟者登録

狩猟するためには、毎年、出猟したい都道府県ごとに「狩猟者登録」を行い、狩猟税を納めなければなりません。狩猟者登録は、狩猟免許の交付を受けた都道府県でなくても、どこの都道府県でもできます（例えば、神奈川県で狩猟免許を受けた方が、北海道に狩猟者登録することもできます）。

また、狩猟を行うためには、3,000万円以上の共済または損害賠償保険に加入するか、これと同等の賠償能力（貯金等）を証明することが必要です。なお、狩猟者登録を行った方には、「狩猟者登録証」、「狩猟者記章」、「鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）」等が配布されます。「狩猟者登録証」、「狩猟者記章」は狩猟を行う際には必ず携行し、「狩猟者登録証」は猟期終了後に捕獲記録を記載して返納しなければなりません。

### (2) 狩猟者登録の手続き

狩猟者登録は、猟期（都道府県により異なります）が始まる1ヶ月ほど前から受付が開始されます。神奈川県の狩猟者登録の案内は神奈川県自然環境ホームページに掲載されますので、受付期間中に、次の書類を申請窓口に提出してください。なお、神奈川県猟友会に入会すると、所属地区支部の事務局が登録手続きを代行します。

※詳細は登録する都道府県のホームページ等でご確認下さい。

#### ○狩猟者登録申請に必要な書類等（神奈川県の場合）

狩猟者登録申請書	所定の様式
狩猟免許（免許）	原本又は神奈川県猟友会会長が原本証明した写し
損害賠償能力（3,000万円以上の保障が可能であることを証明するもの）	※次のいずれか1部を提出 ・一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書 ・損害保険会社の被保険者であることの証明書 ・上記に準ずる資金信用を有することの証明書
写真（2枚）	縦3cm×横2.4cm、申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真
登録手数料	1,800円 ※都道府県によって異なる場合があります。
狩猟税 ※手数料や狩猟税の納付は、登録する都道府県ごとに必要です。	・第一種銃猟の場合・・・16,500円（県民税の所得割の納付を要しない者11,000円） ・第二種銃猟の場合・・・5,500円 ・わな・網猟の場合・・・8,200円（県民税の所得割の納付を要しない者5,500円）

[参考] 関連ホームページ URL

神奈川県自然環境保全課（狩猟免許・狩猟者登録）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p889835.html>

## 6 地域のルールにのっって猟場へ！

狩猟者登録をした都道府県で、法令を遵守し、地域のルールにのっって安全に狩猟を行いましょう。

神奈川県は、大きくわけて猟区とそれ以外の狩猟可能区域（通称、乱場）があります。また、神奈川県の猟期は基本的には11月15日から2月15日まで（シカ猟は11月15日から2月末日まで）ですが、猟区は10月15日から3月15日までの間でそれぞれの猟区管理者が開猟日を決めています。各の猟場の情報収集をして、トラブルのない、安全な狩猟を行いましょう。

### （1）猟区（銃猟のみ可能）

神奈川県には4つの猟区が存在します。猟区では、一日の入猟者（組）、入猟者（組）ごとの猟場の範囲が決められますので、比較的安全に狩猟を行うことができます。猟区によっては、案内人と猟犬も手配されます。入猟にあたっては、狩猟者登録の手続きを行ったうえで、別途入猟の手続き（入猟承認料の納入）をする必要があります（シカ猟、イノシシ猟はグループで入猟する必要があります）。猟区により、開猟日や入猟の手続きが異なりますので、猟区の窓口（市町村の猟区担当部署）にお問合せください。

#### ○ 神奈川県内の猟区

猟区名	場所	窓口
相模原市鳥屋猟区	相模原市緑区鳥屋地域	相模原市津久井地域環境課
山北町三保猟区	山北町三保地域	山北町環境農林課
山北町世附猟区	山北町世附地域	山北町環境農林課
清川村猟区	清川村煤ヶ谷・宮ヶ瀬地域	清川村産業観光課

### （2）猟区以外の狩猟可能区域（通称：乱場）

猟区以外の狩猟可能区域は通称乱場と呼ばれており、狩猟者登録を行えば狩猟をすることができます。ただし、複数のグループ（人）が同じ場所で狩猟をすると安全が確保できなくなりますので、各地区の猟友会支部で情報収集するなど、トラブルが起きないようにしましょう。

また、わなや網の架設をする場合には、錯誤捕獲（捕獲対象鳥獣以外の捕獲）をしないよう、鳥獣の生息状況を十分に調べるとともに、事前に土地所有者の承諾を得るなど、安全な狩猟を心がけましょう。

### <コラム> シカ猟実技研修会

シカやイノシシを銃猟で狩猟する方法としては、単独で山を歩いて探しながら行う猟や、犬を使用して複数のハンターで行う巻き狩り（組猟）などがありますが、神奈川県では巻き狩りで行われるのが一般的です。巻き狩りには複数の射手と猟犬が必要になりますので、既に巻き狩りを行っているグループに所属することが猟場に出る早道ですが、初心者がグループを見つける機会が少ないというのも実情です。

神奈川県猟友会に入会することで各地区の支部に所属して情報を得たり、見学会や交流会に参加して情報を得ることができますが、山北町三保猟区では、初心者向けの実技研修会を開催しています。地元の狩猟者が行うシカの巻き狩りに参加して、実際の狩猟を行いますので、猟場に出たことのない方や出猟の機会の少ない方などには経験を積んだり、仲間を探すいい機会になります。猟期前に山北町のホームページに案内が掲載されますので御確認ください。